

平成 29 年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成 30 年 1 月及び 2 月に、東京（札幌高等裁判所と共に）、大阪（広島高等裁判所と共に）、名古屋（仙台高等裁判所と共に）及び福岡（高松高等裁判所と共に）の各高等裁判所において開催された民事事件担当裁判官等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本協議会は、地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官並びに民事首次席書記官を出席者とし、(1)合議体による審理の充実・活用、(2)単独事件における争点中心型の充実した審理及び(3)改正債権法（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）をいう。以下同じ。）への対応について、いずれも裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題を協議事項として開催されたものである（資料1参照）。

各庁においては、裁判の質の更なる向上を図るために一つの方策として、合議の充実・活用の取組が進められているところ、この取組については、合議に付された事件について充実した審理が行われないためにかえって事件が滞留している例があるとの指摘や、取組の効果を実感できずその意義や必要性が腑に落ちていない裁判官も少くないと指摘のほか、部や庁によって進捗状況にかなりの差があるとの指摘もある。(1)は、これらの指摘を踏まえ、各部・各庁における取組の具体的な目的や課題を確認した上、合議に付した事件を適正迅速に審理判断するための充実した合議の在り方や、取組を全庁的に進めるための方策等について協議することにより、各裁判官が、取組の意義と必要性とを十分に理解した上で、各合議体における合議の充実・活用を妨げる要因を具体的に分析し、これを克服するための方策を検討するなど、主体的・積極的に取組に関わっていくよう促すことを趣旨としたものである。

また、民訴法の施行から20年が経過したところ、単独事件の審理判断の在り方については厳しい指摘もあり、一人一人の裁判官が自らの審理判断の状況を客観的に省み、民訴法の志向する争点中心型の充実した審理を行って裁判の質の更なる向上を図る必要がある。そのための方策として、①控訴審判決等の活用、②部内・庁内における意見交換、③高等裁判所との意見交換、④弁護士会との意見交換といった取組が各庁で進められているが、これらの取組については、裁判官によって関わり方に濃淡があるとの指摘や、取組を審理判断の質の向上や裁判官の力量の向上にどのようにつなげるかが十分に意識されていないとの指摘もある。(2)は、これらの指摘を踏まえ、各協議員の審理判断の具体的な課題を確認した上、上記の各取組をこれらの課題の解決に資する実践的、効果的なものとするための方策について協議することにより、各庁における取組を全庁的な審理運営の改善に結び付けることを趣旨としたものである。

さらに、改正債権法は、約120年ぶりに債権法を大幅に見直すものであり、その施行が民事訴訟の審理運営に与える影響は非常に大きく、改正債権法に対応して適切な審理判断を行うためには十分な準備が必要となると考えられる。(3)は、これを踏まえ、改正債権法の施行に向けた各庁の取組の実情や、取組を進めるに当たって検討すべき課題について協議を行い、各庁における幅広い議論につなげるとともに、そのような議論を通じて民事訴訟全体の活性化を図ることを趣旨としたものである。

2 協議結果の概要

本協議会の協議結果の概要は以下のとおりである（詳細については本文を、配布された資料については別添資料を、それぞれ御覧いただきたい。）。

- (1) 合議体による審理の充実・活用を図り、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題

合議の充実・活用の取組を裁判の質の向上につなげるためには、各部・各庁が自らの抱える裁判の質に関する課題を明確化し、それを解決する上で合議の充実・活用が具体的にどう役立つか、どのように取組を進めれば課題の解決に資するものになるかという観点から、取組の在り方を検討する必要がある。そこで、協議員の所属する部や庁が抱える具体的な課題と取組の目的等について協議が行われたところ、具体的な課題や取組の目的を明示的に議論して認識の共有を図り、課題を解決するために戦略的に合議を活用すべきとの意見や、取組の目的に照らして期待する効果が実際に得られているか否かを客観的に検証した上、効果が得られていない場合には、その要因を分析し、どうすればその要因が解消して期待する効果が得られるようになるかを検討する必要があるとの意見もあったが、これらの点が必ずしも意識されていない意見も少なくなかった。また、合議の充実・活用によって裁判の質を高めるためには、単に事件を合議に付すだけでなく、合議に付した事件を適正迅速に解決し得る充実した合議の在り方を検討する必要があることが確認された。

その上で、充実した合議を実践して合議事件を適正迅速に解決するための方策について協議された。まず、事案の内容や手続段階に応じて、構成員に無理を強いることなく、評議を合目的的で実効的なものにするための方策について協議したところ、通常の期日前合議と節目の合議を区別するなどしてメリハリを利かせるとともに、節目の合議については、合議体の構成員間で評議の目的や意見交換すべき事項について事前に認識を共有する必要があることに異論はなく、こうした事前の認識共有を図るための方法として、期日結果メモの活用等が紹介された。次に、充実した合議を行う上で裁判長及び右陪席が果たすべき役割について協議が行われたところ、①評議において真に多角的な検討を行うためには、合議体の各構成員が異なる見解を意識してぶつけ合うことが必要であるとの観点から、裁判長は陪席の意見を引き出すような様々な工夫をし、右陪席は記録の検討が不十分であっても自己の知識・経験等に基づいて積極的に意見を述べる必要があることに異論はなかった。また、②評議の準備については、合議の目的や内容に応じて効率的な準備をするため、議論に必要な情報が盛り込まれた合議メモ等の配布や、合議の目的、内容等の明示が必要との指摘が右陪席協議員からあり、裁判長による各陪席の準備を支援する工夫等が部総括協議員から紹介された。さらに、③右陪席主任事件については、主任裁判官の裁量を尊重すべき度合いが相対的に高いものの、右陪席の経験や能力、事案の内容等に応じた裁判長の関与を考える必要があり、いずれにしても、裁判長が自らの事件として主体的、積極的に進行等をフォローする必要があることについては、異論がなかった。また、充実した合議の実現を妨げる要因は合議体によって様々であり、有効な取組を行うためには、各部・各庁において合議の充実を妨げている要因を具体的に分析し、それを解消するための方策を自覚的、具体的に検討する必要があることが確認された。

次に、合議の充実・活用の取組を全庁的に進めるための方策について協議が行われた。①庁内における意見交換については、取組状況やノウハウ等の情報を交換することが有益であるとの観点から実情の紹介があり、②部ごとのばらつきを是正するためのその他の方策については、取組を妨げる要因の性質等によっては合議体で抱え込まずに庁全体の課題として司法行政上の措置を検討すべき場合もあり得、問

題の的確な仕分けが必要になることについて異論はなかった。さらに、③庁を越えた意見交換については、近隣庁や同規模庁が集まって各庁の取組の実情等に関する情報交換をした例や、研究会等の結果を意見交換会等で実質的に検討することにより取組に活かしている例が紹介された。

最後に、合議の充実・活用の取組を支える書記官事務の在り方について協議が行われ、合議体の審理運営を支える書記官事務を遂行するためには、合議体として一般的な審理運営方針を確立し、これを合議事件に関与する全ての書記官と適切に共有するとともに、個別の事件の進行等についても合議体と担当書記官との間で認識を共有する必要があることが確認された。

(2) 単独事件において争点中心型の充実した審理を行い、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題

まず、協議員の単独事件における審理運営上の課題について協議が行われた。①争点整理については、裁判所の適切な証明権行使や暫定的心証開示、当事者との双方向的な口頭議論によって争点等についての認識共有を早期に図ることが必要との観点から、また、②人証調べについては、争点中心型の充実した審理を実現する上では、争点整理の結果に基づき、実質的な争点について必要十分な人証を集中的に取り調べることが必要との観点から、さらに、③和解については、適正な紛争解決を実現するため、必要な事案では積極的に和解を勧試することが必要との観点から、それぞれについても、各裁判官が自らの審理判断を省みてその課題を客観的に把握した上で、これを克服するための方策を具体的に検討する必要があるとの指摘があった。また、書記官事務については、弁論準備手続期日への立会や人証調べの実情及び課題が紹介され、裁判官としては、書記官事務の現状について理解した上で、自らの審理運営において書記官にどのような役割を求めているのかについて書記官と対話することが必要であり、書記官においても、裁判官が目指す審理の実現を的確に支え、裁判官による裁判の質を高めるという観点から書記官に何ができるかを主体的に考える必要があるとの意見が出され、書記官事務の整理の取組と裁判の質を高める取組とは不可分一体であることについて異論はなかった。

次に、単独事件の審理運営の更なる改善を全庁的に進めるための方策について協議が行われた。①控訴審判決等の活用については、自らの審理判断が上級審においてどのように見られたかを端的に知ることができるものとして有益であるが、特に組織的な活用については各裁判官の負担や心理的抵抗といったあい路も指摘されていることを踏まえ、また、②庁内等の意見交換については、裁判官同士で法的な知識や審理運営上のノウハウを交換できる貴重な機会となり得るが、他方、準備や参加には相当な負担も伴い、形式的に場を設けるだけでは、各裁判官の負担が増し、むしろ有害なものになるおそれもあることを踏まえ、そして、③高等裁判所との意見交換については、具体的な事例を用いるものは高等裁判所の問題意識を具体的な事例に即して知ることができる貴重な機会となり得るが、他方、準備や参加には相当な負担も伴うし、事例の選定方法等によっては、当該事件を担当した裁判官の心理的負担にもなり得ることを踏まえ、さらに、④弁護士会との意見交換については、訴訟活動を行う弁護士の理解と協力を得られ、また、個別の事件では示されにくい

弁護士の裁判所に対する見方に触れられるが、テーマの選定や準備の負担、意見交換に参加していない弁護士等への対応といった課題もあることを踏まえ、いずれの取組についても、上記のような審理判断の課題の解決を図る上で真に役立つ実践的、効果的なものとするための方策について協議が行われた。その結果、各裁判官のニーズや負担等に十分に配慮し、各裁判官が主体的・積極的に参加することができるよう具体的な在り方を検討する必要があることが確認された。また、特に若手の裁判官が正解志向に陥り、高等裁判所や他の裁判官の指摘を無批判に受け入れることにならないよう、配慮が必要であることについて異論はなかった。

(3) 改正債権法に対応し、裁判の質を高めるために府として取り組むべき課題

改正債権法に対応して適切な審理判断を行うためには、裁判所としても、その施行に向けて十分な準備をする必要があり、各府において、施行までの期間を有効に使い、計画的に施行準備を進めることが求められる。このような観点から、施行に向けた各府の取組について協議が行われ、勉強会、説明会等を通じて改正の概要を理解し、幅広く疑問点、検討すべき点等を出し合い、その後、訴訟運営や書記官事務に与える影響等について議論を進めるなど、施行までのスケジュールを意識して段階的・計画的に進めて行くことが必要であることが確認された。

また、改正債権法は、裁判官の審理判断のみならず、書記官事務や弁護士の訴訟活動等への影響にも配慮した、幅広い検討が求められることや、実体・手続両面で審理判断に与える影響を十分に検討し、これらの影響について弁護士会を含む関係者との間で認識の共有を図るとともに、検討すべき事項について各府が知恵を出し合い、全国的に共有していく必要があることに、異論はなかった。

(4) 民事局からの情報提供

民事局から、①民事実体法の改正、②テレビ会議システムの整備、③民事調停委員の再任等の在り方、④民事裁判のIT化について、それぞれ情報提供を行った。

以上

目 次

協議事項(1) 合議体による審理の充実・活用を図り、裁判の質を高めるために府として取り組むべき課題.....	1
1 合議の充実・活用の取組の意義と課題	1
(1) 合議体による審理の充実・活用を図る意義	1
(2) 合議の充実・活用の取組の実情と取組を妨げる要因	1
2 充実した合議を実践して合議事件を適正迅速に処理するための方策.....	2
(1) 事案や手続段階に応じた充実した合議の在り方	2
(2) 充実した合議を行う上で裁判長及び右陪席が果たすべき役割.....	3
(3) 合議体の構成員が無理なく関与して充実した合議を行うための方策.....	4
3 合議の充実・活用の取組を全庁的に進めるための方策.....	5
(1) 庁内（支部を含む。）における意見交換等の在り方	5
(2) 庁を越えた意見交換等の在り方	6
4 合議の充実・活用の取組を支える書記官事務の在り方.....	7
協議事項(2) 単独事件において争点中心型の充実した審理を行い、裁判の質を高めるために府として取り組むべき課題	7
1 単独事件において争点中心型の審理を実現する上での課題.....	7
(1) 充実した争点整理を行う上での課題	7
(2) 必要十分な人証調べを行う上での課題	8
(3) 適正な紛争解決のための和解を行う上での課題	9
(4) 裁判官の審理判断を支える書記官事務に関する課題	9
2 単独事件の審理運営の更なる改善を全庁的に進めるための方策.....	10
(1) 控訴審判決等のより実践的・効果的な活用を全庁的に促すための方策	10
(2) 単独事件の審理判断の在り方に関する庁内等の意見交換をより実践的・効果的に行うための方策	11
(3) 単独事件の審理判断の在り方に関する高等裁判所との意見交換をより実践的・効果的に行うための方策	12
(4) 全庁的なプラクティスに関する弁護士会との意見交換をより実践的・効果的に行うための方策	12
協議事項(3) 改正債権法に対応し、裁判の質を高めるために府として取り組むべき課題 ...	13
1 改正債権法の施行に向けた取組の実情	13
2 取組を進めるに当たって検討すべき課題	14
民事局からの情報提供.....	14

協議事項(1) 合議体による審理の充実・活用を図り、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題

1 合議の充実・活用の取組の意義と課題

(1) 合議体による審理の充実・活用を図る意義

[資料3・4頁参照]

合議の充実・活用の取組を裁判の質の向上につなげるためには、各部・各庁が自らの抱える裁判の質に関する課題を明確化し、それを解決する上で合議の充実・活用が具体的にどう役立つか（取組の具体的な目的が何であるのか）、どのように取組を進めれば課題の解決に資するものになるかという観点から、取組の在り方を検討する必要がある。

この点について、協議員からは、①増加する複雑困難な事件（法解釈や事実認定が難しい事件だけでなく、価値判断の分かれ得る事件や審理に手間の掛かる事件等も含む。）を適正迅速に解決することが課題であり、合議体による深い検討により説得力のある審理判断を迅速に行うことを目指している、②長期未済事件の処理が進まないことが課題であり、長期未済事件を合議に付して進行方針を確立し、マンパワーを投入して集中的な処理を進めている、③支部で民事裁判の経験の少ない裁判官が多いことから、各裁判官のスキルアップが課題であり、3人の裁判官による合議を通じて、知識、経験の交換、継承を図っている、④地域性から和解が成立しにくいことが課題であり、合議体として和解案を策定、提示することによって納得性を高め、和解成立を図っているといった実情が紹介された。そして、各部・各庁において、こうした具体的な課題や取組の目的につき明示的に議論することによって認識の共有を図り、そのような課題を解決するために戦略的に合議を活用すれば、裁判の質の向上につなげができるとの意見も出されたが、これらの点が必ずしも意識されていない意見も少なくなかった。

(2) 合議の充実・活用の取組の実情と取組を妨げる要因

[資料3・4～9頁参照]

上記(1)のとおり、取組に目的がある（取組を行うこと自体が目的ではない）以上、取組を進めることによって期待する効果が実際に得られているか否かを検証し、効果が得られていない場合には、その要因を分析し、どうすればその要因が解消して期待する効果が得られるようになるかを検討することが必要となる。

取組の効果の検証については、協議員から、①漠然と効果が得られていると考えていたが、本協議会に向けて改めて統計データ等を踏まえて庁内で検討したところ、反省すべき点が少なくないことが分かった、②審理判断の内容が良くなったかという点については、統計的な把握が困難であるが、個別の合議事件の審理判断について、「合議振り返りシート」を使って意識的に振り返りを行うことにより、できる限り客観的に把握するようにしているといった実情の紹介があり、客観的な効果検証の必要があるとの指摘もあった。

そして、合議相当事件が適切に合議に付されているかについては、多くの庁から、付合議基準や回付基準を策定したり、そのような事件を適切に合議に付すための仕組み（定期

的な棚卸しや回付の相談窓口の設置等)を整備したりしていることが紹介されたが、その効果については、部全体の長期未済事件が減少するなどしており適切に付されているとする府がある一方で、適切に付されていないとする府や、部によってばらつきがあるとする府もあった。そして、合議相当事件が適切に合議に付されず、又は部によってばらつきがある要因としては、①構成員の意識(他の構成員や回付先への遠慮、長期未済事件を合議に付する意識の希薄さ等)や、②部に係属している事件の質・量(大型訴訟や多数の複雑困難訴訟の係属等による合議体の余力不足等)等が指摘された。また、この点に関連し、合議に付すべき事件の範囲は、当事者ないし国民の目線で見れば、従来考えられてきたよりも広いのではないかとの指摘もあり、異論はなかった。

次に、合議に付した事件が適正迅速に解決されているかについては、多くの事件を和解等により早期に解決することができるとか、部全体の長期未済事件の処理が進んだなどとして、適正迅速に解決されているとする府もあったが、争点整理の重要局面や長期未済の単独事件の付合議時といった節目の時期に充実した合議を行うことができないために審理が長期化したり適切な判断ができなかったりすることがあるとする府や、合議事件が滞留した結果、難しい単独事件を合議に付すことができなくなり、部全体の事件処理が滞るという悪循環に陥っている部もあるとする府も少なくなかった。その要因としては、①部に係属している合議事件の質・量(大型訴訟や多数の長期未済事件の係属による個々の合議事件に掛ける時間の不足)や、②構成員の繁忙(合議体の構成員が単独事件の処理や支部填補、経験不足等により繁忙であることによる合議やその準備のための時間の不足)のほか、③合議が行き詰った時に打開策が見いだせないといった合議のノウハウ不足等が挙げられた。そして、合議の充実・活用によって裁判の質を高めるためには、単に事件を合議に付すだけでなく、合議に付した事件を適正迅速に解決し得る充実した合議の在り方を検討する必要があることについて、異論はなかった。

2 充実した合議を実践して合議事件を適正迅速に処理するための方策

(1) 事案や手続段階に応じた充実した合議の在り方

〔資料3・10頁参照〕

充実した合議(評議)といつても、その在り方は合議体の構成等によっても様々であり、一律に考えることはできないが、無理なく充実した評議を行うためには、各構成員が、事案の内容や手続段階に応じて、目的や内容(何のために何を議論するのか)を意識し、メリハリの利いた関与やそれに向けた準備を行うことが求められる。このような観点から、左陪席主任事件で裁判長と左陪席が受命裁判官として争点整理を進めるような事案を念頭に置いて、構成員に無理を強いることなく、評議を合目的的で実効的なものとするための方策について協議した。

協議員からは、右陪席が単独事件等で繁忙であることを踏まえ、全ての事件について平板な合議をするのではなく、通常の期日前合議と証拠調べ前等の節目における合議とを区別しているといった意見が出され、メリハリを利かせる必要性について異論はなかつ

た。そして、節目における合議については、合議体の構成員間で目的や意見交換すべき事項についての認識を事前に共有しておかないと、必要な準備ができず漫然と準備書面等についての感想を述べ合うだけで深まりのない評議となりかねないところ、期日に参加しない右陪席も含めてこのような認識共有を行うための方法としては、①右陪席も一応合議には参加し(ただし、特段の準備は求めない。)、進行状況等を把握できるようにする、②期日後に、右陪席も交えて期日の結果や次回以降の進行の見通しについて簡単に確認する、③備忘を兼ねた簡単な期日結果メモを作成して合議体に配布し、次回以降の進行について把握できるようにするといったものが紹介された。

(2) 充実した合議を行う上で裁判長及び右陪席が果たすべき役割

〔資料3・11～30頁参照〕

(多角的な検討を行うために裁判長及び右陪席が果たすべき役割)

合議の意義、メリットとして、知識経験の異なる3人の裁判官が多角的に事案を検討することにより、個々人の偏見や誤謬を排除して妥当な結論を導くことができるとともに、様々な反対論を吟味することで説得力ある理由付けをすることも可能になるといった指摘がされることが多いが、実際には、合議を行ったにもかかわらず議論が深まらなかつたという例もある。評議において真に多角的な検討を行うためには、合議体の各構成員が、異なる見解を意識してぶつけ合うことが必要であると思われる。このような観点から、左陪席主任事件の評議において多角的な検討を行うために、裁判長及び右陪席が果たすべき役割について協議した。

まず、裁判長については、部総括協議員から、裁判長が意見を述べてしまうとその方向に議論が進みがちであるため注意が必要であるとの意見が多く出され、①陪席の発言を遮らず、裁判長の意見は最後に述べる、②あっさりと結論が一致しそうな場合にはあえて反対意見を出す、③裁判長の意見に同調することが多い陪席の場合には更に根拠を説明させ、余り積極的に発言しない陪席の場合には具体的な問い合わせを意識して投げ掛けるなど、陪席の性格等に応じて対応する、④事前に合議の日時を調整して十分な合議時間を確保するといった工夫等が紹介された。また、右陪席については、受命裁判官二人の意見が一致している状況ではそれに同調してしまいがちであるとの指摘もあったが、仮に記録検討等が不十分であっても自己の知識・経験に基づいて積極的に意見を述べることが求められることについて異論はなく、右陪席協議員からは、①積極的な意見を述べられない場合でも、疑問点等を挙げるようになっている、②事件の中身にコミットし過ぎると見えにくくなる点を意識して意見を述べている、③左陪席が裁判長の意見に同調することが多い場合には、あえて裁判長とは異なる意見を述べているといった実情が紹介された。

(評議の準備を円滑に行うために裁判長及び右陪席が配慮すべき事項)

評議の目的や意見交換すべき事項を明確にしたとしても、必要な準備が適切に行われなければ、評議において十分な検討を行うことは不可能であるところ、左陪席は、経験不足等から適切な準備を自力で行うことが困難な場合も少なくないし、右陪席も、必ずしも

審理等を常時フォローしているものではないこと等から、実質的な関与が必要となった段階で急に準備をするのは困難な場合もあり得る。このような観点から、左陪席主任事件の評議に向けた準備が円滑に行われるようするために、裁判長及び右陪席が配慮すべき事項について協議した。

この点、右陪席協議員からは、合議の目的や内容に応じて効率的な準備をするためには、当該合議における議論に必要な情報が盛り込まれた合議メモその他の資料が配布され、準備の時間が十分に確保されることや、事前に合議の目的や内容、検討すべき事項等が明確にされること等が必要であるとの意見が出された。また、部総括協議員からは、自ら十分に記録を検討するだけでなく、左陪席に対しては、右陪席のニーズも踏まえつつ、事案や手続段階に応じて評議に必要な情報が盛り込まれるように合議メモ等の内容、配布時期等を具体的に指示し、右陪席に対しては、事前に合議の目的や内容、合議に向けて右陪席が検討すべき事項のほか、当該合議で右陪席に求められる役割を具体的に明示したり、節目の合議における右陪席の関与を容易にするため、毎回の期日後に右陪席も交えて期日の経過を確認し、今後の進行の見通しや期日間の準備事項について認識を共有したりしているといった工夫等が紹介された。

(右陪席主任事件において裁判長及び右陪席が配慮すべき事項)

右陪席は左陪席よりも知識・経験が豊富であることから、右陪席主任事件の進行の場合、主任裁判官の裁量を尊重すべき度合いが相対的に高い点については異論がなかった。もっとも、部総括協議員からは、①右陪席の経験や能力には幅があり、右陪席の経験や能力に応じて裁判長の関与の仕方を検討する必要がある、②右陪席主任事件にも様々な事案があり、例えば、右陪席の単独事件から合議に付したもののは、右陪席が悩んだ事件であるため、裁判長も期日に入ったり、進行について積極的に意見を述べたりして、フォローする必要があるといった意見が出されたほか、事件の内容や構成員の繁忙状況等に応じて、右陪席主任事件の起案等の一部を左陪席や部総括で分担するといった工夫も紹介された。また、右陪席主任事件では左陪席が遠慮をして意見を言いにくくなる傾向があるので、左陪席から意見を引き出すような環境を作る必要があるとの指摘もあった。他方、右陪席協議員からは、右陪席主任事件を右陪席の単独受命で進めると、裁判長の関与が薄くなりがちになるため、右陪席から裁判長や左陪席に対して積極的に合議の機会を求めたり、単独受命ではなく部総括や左陪席との二人受命にしたりするなどの工夫をしているとの意見が出された。いずれにしても、裁判長としては、右陪席主任事件についても、主任裁判官から相談があった場合に応ずるだけでは足りず、自らの事件として主体的、積極的に進行をフォローする必要があることについては、異論がなかった。

(3) 合議体の構成員が無理なく関与して充実した合議を行うための方策

〔資料3・31～40頁参照〕

充実した合議（評議）の実現を妨げる要因には様々なものがあり、合議体の構成員が無理なく関与して充実した合議を行うための方策も、これを阻害する要因ごとに異なるは

ずであるから、各合議体において取組を進めるに当たっては、他の部・庁の「合議充実方策」等を漫然と模倣するのではなく、当該合議体において合議（評議）の充実を妨げている要因が何であるかを具体的に分析し、それを解消するためにはどうすればよいかを自覚的、具体的に検討する必要があると思われる。

このような観点から、合議体として、合議（評議）の充実を妨げる要因をどのように分析し、どのようにその解消を図っているかについて協議したところ、合議の実情として、上記(1)で協議したような事案の内容や手続段階に応じた合目的的でメリハリの利いた評議や、上記(2)で協議したような真に多角的な検討を行う評議が実践できていないことを挙げる意見が多く、本協議会の結果をも踏まえて、こうした評議を実践していくことの必要性が確認された。その上で、合議の充実を妨げる具体的な要因として、特に右陪席が単独事件や家庭の事情等のために在席時間が短く、評議の時間を確保することが困難であるとする指摘も多く、そのような部では、①通常の期日前評議は決まった曜日・時間帯に行うこととしてその時間帯には単独事件の期日等は入れないようにし、時間を掛けて行うべき評議については早い時期に別枠を確保するようにしている、②合議体全員が常に一堂に会して評議を行うのではなく、事案に応じ、左陪席を介して意見交換や情報共有を行っているといった工夫をしていることが紹介された。いずれにしても、各部・各庁において、有効な取組を行うためには、合議（評議）の充実を妨げている要因が何であるか（合議のやり方の問題であるのか、環境的な問題であるのか等）を具体的に分析する必要があることについては、異論がなかった。

3 合議の充実・活用の取組を全庁的に進めるための方策

(1) 庁内（支部を含む。）における意見交換等の在り方

〔資料3・41～44頁参照〕

（庁内における意見交換）

合議の充実・活用の取組の進捗状況について部ごとにばらつきが見られる要因の一つとして、取組に係るノウハウ等に関する情報の不足があり、取組を全庁的に進めるためには、庁内の他の部との間で、取組状況やノウハウ等の情報を交換することが有益であると考えられる。

このような観点から、合議の充実・活用に関する庁内の意見交換の実情等について協議したところ、協議員からは、各部（合議取扱支部を含む。）の合議事件の係属・処理状況や合議の充実・活用の取組の状況に関する全庁的な意見交換のほか、合議事件についての事例検討や、裁判長、右陪席及び左陪席の各クラスの意見交換等を行っていることが紹介され、その効果については、①参加者が意見交換での議論を各部に持ち帰って議論することにより、各部において合議の在り方を振り返る機会になる、②クラス別の意見交換では部内の意見交換では出てきにくい問題意識や課題について議論を深めることができる、③各部の合議事件の係属状況を共有することにより全庁的な対応につなげができるといった意見が出された。また、支部との関係では、合議非取扱支部を含めた庁全体で

合議基準や回付の方法について協議する取組も紹介された。いずれにしても、こうした意見交換の機会を漫然と設けるだけでは、負担が増えるのみで効果が上がらないおそれがあり、庁の抱える課題に応じ、明確な目的意識を持つことが必要であることについては、異論がなかった。

(部ごとのばらつきを是正するためのその他の方策)

合議の充実・活用の取組を妨げる要因は合議体ごとに様々であり、各合議体において対応方策を検討する必要があるが、その要因の性質等によっては、そもそも当該合議体限りで解決することが困難な場合もあり得る。取組を全庁的に進めるためには、庁として要因を解消するための方策を検討すべき場合もあると思われる。

このような観点から、全庁的な方策としてどのようなものがあるか協議したところ、協議員からは、①特殊大型事件等が係属した部や長期未済事件が多数係属している部において取組を進める余力を生み出すため、全庁的に配てん調整や非訟事件の事務分担の見直しを行った、②大型事件が特定の部に偏らないよう事件の配てん方法を見直した、③家事本務者や支部填補者が合議事件を担当しており、合議（評議）の時間を確保しにくうことから、庁内での事務分担を見直し、本庁にいる者で合議体を構成できるようにすることを検討しているといった紹介があった。そして、合議の充実・活用を妨げる要因によつては、合議体で抱え込みます、庁全体の課題として、司法行政上の措置（これについても、具体的な課題に応じて、効果的なものとなるよう、その内容につき十分な検討を行う必要がある。）等を検討すべき場合もあり得、問題の的確な仕分けが必要となることについては、異論がなかった。

(2) 庁を越えた意見交換等の在り方

〔資料3・45～50頁参照〕

合議の充実・活用に関する庁内の意見交換は多くの庁で行われているが、1か部庁等の小規模庁では、実質的な意見交換が困難であるし、大中規模庁においても、より広く他庁の取組等に関する情報を得ることは有益といえる。また、協議会や研究会では全国的な問題意識を踏まえて最先端の議論が行われることが多く、参加者がその結果を自庁に持ち帰ってその取組に活かすことができれば、その効果が大きいはずである。

このような観点から、他の地方裁判所や高等裁判所との間の意見交換や、協議会等の結果の活用の在り方について協議したところ、①高等裁判所管内の各庁や近隣の小規模庁が集まって、付合議の在り方や各構成員の役割等について各庁の実情や課題を議論することにより、同じような環境でどのような合議をしているかについての情報交換ができた、②高等裁判所との意見交換会等の機会に、高等裁判所から見て充実した合議ができると思われる事例の紹介や支部の事件を含めて適切な付合議がされているかという点についての協議が行われ、合議のやり方や付合議基準の見直しに役立ったといった実例の紹介があり、また、協議会や研究会の結果についても、単に裁判官会議等で報告するだけでなく、庁内の意見交換会等において実質的な検討を行い、部や庁の取組に活かして

いる例が紹介された。

4 合議の充実・活用の取組を支える書記官事務の在り方

〔資料3・51～55頁参照〕

単独事件については、係書記官制の下、裁判官と書記官との間で一般的な審理運営方針（例えば、訴状審査、弁論準備手続への立会、書面の提出管理、判決書のチェック等をどのように行うか）を共有することは比較的容易であるが、合議事件では、複数の裁判官・書記官が関与することが多いため、意識的な認識共有が必要となると思われる。このような観点から、合議事件の一般的な審理運営方針の共有の在り方について協議したところ、裁判官や書記官の交代時期に部会等で共有しているといった実情が紹介され、裁判体の審理運営を支える書記官事務を遂行するためには、合議体としての方針を確立し、これを合議事件に関与する全ての書記官と適切に共有する必要があることについて異論はなかった。

また、合議事件は、記録が大部で内容も複雑なものが多い上、個別の事件の進行方針は裁判官の評議の場で決められるため、書記官がこれを認識するには一定の工夫が必要となると思われる。このような観点から、個別の合議事件の進行方針の共有の在り方について協議したところ、①合議メモ（期日メモ）を書記官に交付する方法で共有している、②合議メモの交付に加えて、主任裁判官等による口頭の補足説明やミーティング等を行っている、③書記官の繁忙度等も考慮しつつ裁判体の期日前合議に書記官も立ち会っているといった実情が紹介された。また、社会的耳目を集める事件等において、警備等に関する情報の収集や他部署との連携は書記官の役割であり、これらの対応が必要な事件では情報共有を図る必要性が特に大きいとの指摘もあった。

さらに、合議事件における書記官事務の在り方を検討するに当たっては、合議体と書記官との間で、まず合議の充実・活用の目的や課題について認識共有し、取組の中で書記官がどのような役割を果たすべきなのかについても議論する必要があるとの意見が出され、異論はなかった。

協議事項(2) 単独事件において争点中心型の充実した審理を行い、裁判の質を高めるために序として取り組むべき課題

1 単独事件において争点中心型の審理を実現する上での課題

(1) 充実した争点整理を行う上での課題

〔資料3・56～68頁参照〕

単独事件の争点整理については、争点整理期間の長期化や不意打ち的判決等が指摘されており、裁判所が適切な証明権行使や暫定的心証開示（請求や主張の当否ではなく、判断の枠組み、道行きに関する裁判所の認識を示すもの。）を行い、当事者と双方的な口頭議論をすることによって、争点等についての認識共有を早期に図ることが必要とされる。

このような観点から、自らの争点整理のどこに課題があり、その課題にどのように対応

しているかについて協議したところ、協議員からは、事案が複雑であったり、事前準備の時間が不足したりするために事案の把握が十分にできず、期日において的確な釈明権行使や心証開示ができない場合があることが課題として指摘され、これに対しては、①早い段階から積極的に当事者から事案についての説明を求めている、②事前準備の時間を確保するために非訟事件の期日の入れ方を工夫している、③当事者に対して口頭議論をする期日の予告をするなどして自ら集中的に検討する時期を決めているといった対応が紹介された。

また、口頭議論をしても争点や事実関係について当事者と認識共有が進まない場合があることが課題として指摘され、これに対しては、①争点整理表や簡単なメモを当事者に示しつつ議論する、②口頭議論を踏まえた求釈明事項や準備事項を記載した書面を当事者に交付するといった対応が紹介された。

さらに、釈明権行使や暫定的心証開示をすると当事者から反発を受けたり争点がかえって拡散したりすることが課題として指摘され、これに対しては、有利不利ではなく争点の位置付けや証拠構造について説明することにより、争点等についての認識共有に努めるといった対応が紹介された。

そして、いずれにしても、各裁判官が、自らの審理判断を省みて、その争点整理の課題を客観的に把握した上で、これを克服するための方策を具体的に検討することが必要であるとの指摘があった。

(2) 必要十分な人証調べを行う上での課題

〔資料3・69～77頁参照〕

単独事件の人証調べについては、高等裁判所から、必要な人証を取り調べることなく陳述書等によって安易に事実認定をしている判決があるといった厳しい指摘があることがある。争点中心型の充実した審理を実現する上では、争点整理の結果に基づいて、実質的な争点につき、必要十分な人証を集中的に取り調べることが求められる。

このような観点から、自らの人証調べのどこに課題があり、その課題にどのように対応しているかについて協議したところ、必要と思われる人証の申出がされず、必要性が乏しいと思われる人証の申出がされる場合があることが課題として指摘され、これに対しては、前提となる争点整理において、争点の絞り込みや人証で立証すべき事実の整理を適切に行うとともに、争点整理の終盤であらかじめ立証計画について当事者と協議をしたり、当該人証の必要性や尋問事項、尋問時間について十分に検討した上で当事者と議論したりして、当該事件で必要な人証について当事者と認識共有することが重要であるとの意見が出された。

また、人証の必要性の判断に迷う場合があることが課題として指摘され、これに対しては、少なくとも争いのある事実を陳述書のみで認定するのは相当でないとの意見が大勢を占めた。

そして、いずれにしても、各裁判官が、自らの審理判断を省みて、その人証調べの課題

を客観的に把握した上で、これを克服するための方策を具体的に検討することが必要であるとの指摘があった。

(3) 適正な紛争解決のための和解を行う上での課題

【資料3・78~83頁参照】

単独事件の和解については、高等裁判所から、和解を勧試するのが相当な事案であるにもかかわらず、地方裁判所において全く行われていない事案等が多く見られるといった厳しい指摘がされることがある。適正な紛争解決を実現するため、必要な事案では、積極的に和解を勧試することが求められていると考えられる。

このような観点から、自らの和解のどこに課題があると考え、その課題にどう対応しているかについて協議したところ、感情的対立が激しい事案等において当事者の説得調整が困難な場合があることが課題として指摘され、これに対しては、①紛争の背景を含めて事案について十分に理解することにより当事者の意向や説得のポイントをつかむ必要がある、②審理の早い段階で事案に関する代理人の見立てを聞くことが有効である、③代理人の特性を捉えてコミュニケーションをすることが必要であるといった意見が出されたほか、他の裁判官に相談したり合議事件における裁判長の説得調整の方法を見たりして和解のノウハウの獲得に努めているといった実情の紹介もあった。

また、和解協議により審理が長期化する場合があることが課題として指摘され、これに対しては、和解期日の入れ方を工夫したり、打切りの時期を意識したりして、計画的に和解協議を進めることが必要であるとの意見が出された。

さらに、当事者本人を説得できない代理人が増えたとの指摘もあり、これに対しては、裁判所から代理人に対して当事者の説得材料を積極的に提供しているといった実情が紹介された。

そして、いずれにしても、各裁判官が、自らの審理判断を省みて、その和解の課題を客観的に把握した上で、これを克服するための方策を具体的に検討することが必要であるとの指摘があった。

(4) 裁判官の審理判断を支える書記官事務に関する課題

【資料3・84~106頁参照】

書記官事務は、裁判官の審理運営を支えるものであるから、裁判官の審理運営方針が変わればそれを支える書記官事務も変わるはずであるし、裁判官が目指す審理を実現するためにはこれを的確に支える書記官事務が不可欠である。

このような観点から、弁論準備手続期日への書記官の立会の在り方について協議したところ、現状としては、選別立会の考え方によっているものの、事実上、原則非立会となっているとする府も少なからずあった。もっとも、当事者や事件の性質、期日で予定されている手続等に照らして裁判官が必要と判断した場合には、書記官としては期日に立ち会うべきであるとの意見が裁判官協議員及び書記官協議員のいずれにおいても大勢を占め、特に、口頭議論を集中的に行う期日や弁論準備手続を終結する期日等においては、議

論の経過や結果を正確に記録するため、書記官の立会が重要であるとの意見も複数出された。また、人証調べについても協議したところ、裁判官が必要性を十分に吟味した上で必要と判断した人証調べについては、書記官の負担を理由に実施をためらうべきではなく、その結果、一部の書記官に負担が偏る場合には、状況にもよるが、部全体としての配慮を検討することも考えられるとの意見が大勢を占めた。なお、裁判官協議員からは、裁判官は書記官が繁忙であると認識しており、更なる負担となる事務を依頼することに消極的になりがちであるとの指摘もあったが、具体的にどのような事務のために繁忙であり、当該事務にそれだけの時間を掛けることが裁判官のニーズに適うものであるか否かについては、十分に認識されていないとの実情も紹介され、裁判官としては、書記官事務の現状について理解した上で、自らの審理運営において書記官にどのような役割を求めているのかについて書記官と対話することが必要であることが確認された。他方、書記官協議員からは、書記官事務の在り方については、裁判官が目指す審理の実現を的確に支え、裁判官による裁判の質を高めるという観点から書記官に何ができるかを主体的に考える必要があり、書記官事務の整理の取組と裁判の質を高める取組とは不可分一体であるとの意見が出され、異論はなかった。

2 単独事件の審理運営の更なる改善を全庁的に進めるための方策

(1) 控訴審判決等のより実践的・効果的な活用を全庁的に促すための方策

〔資料3・107頁参照〕

高等裁判所から参考送付される控訴審判決の写しや、事件確定後に地方裁判所に送付されるいわゆる戻り記録については、各府において、部内での回覧等を含む組織的活用が進められているが、この取組については、各裁判官の負担や心理的抵抗といったあい路も指摘されている。今後、この取組を更に進めるに当たっては、取組が各裁判官の審理判断の課題の解決にとって真に役立つものになっているかを検証し、これをより実践的・効果的なものにしていく必要がある。

このような観点から、控訴審判決や戻り記録の活用について協議したところ、①府全体又は部内で控訴審判決等を回覧している、②控訴審判決等を用いた検討や意見交換を行っているといった取組が紹介された。そして、控訴審判決等の回覧については、多くの事件を見ることができて参考になるとの意見が出される一方、他の裁判官の事件の控訴審判決等を読むのは時間が掛かる上、単に回覧するだけでは読むポイントなどが分からず効果が薄いとの指摘があり、回覧の際に高等裁判所の担当裁判官のコメント等を付すとか、全件を回覧するのではなく汎用性のある事案をピックアップするといった工夫が紹介された。また、検討会については、他の裁判官との意見交換により、事案や控訴審判決等への理解がより深まるとの意見が大勢を占めたが、他方で、検討会を実施する負担が大きいとか、自ら担当した事件を題材にすることには心理的抵抗があるといった意見もあり、担当裁判官からの説明を口頭のみにしたり検討対象を判決書のみにしたりして準備の負担を減らしたり、担当裁判官を匿名にするなどして心理的抵抗を軽減したりする工

夫が紹介された。さらに、各裁判官が自らの事件に係る控訴審判決等をより効果的に活用し得るよう、地方裁判所から高等裁判所の担当裁判官への問合せの仕組みを作ったり、高等裁判所での勤務経験がある裁判官が控訴審判決等の読み方を講義したりするなど、個人による活用を組織的にサポートする取組も紹介された。

いずれにしても、控訴審判決等は、自らの審理判断が上級審においてどのように見られたかを端的に知ることができるものであり、有効に活用すれば、各裁判官の審理判断における課題の解決を図る上で大きな効果があり、その活用の取組が各裁判官の主体的・積極的な関与の下で行われるようにするために、各裁判官のニーズを踏まえ、その審理判断の課題の解決を図る上で真に役立つものとなっているかという観点から、具体的な在り方を検討する必要があることが確認された。また、特に若手の裁判官が、正解志向に陥り、高等裁判所の指摘を無批判に受け入れるようなことにならないよう、配慮することも必要であるとの意見が出され、異論はなかった。

(2) 単独事件の審理判断の在り方に関する庁内等の意見交換をより実践的・効果的に行うための方策

〔資料3・108～117頁参照〕

各庁においては、庁内や他の地方裁判所との間で、単独事件の審理運営の在り方を含めた各種の意見交換の場を設定する取組が進められている。これらの意見交換は、裁判官同士で法的な知識や審理運営上のノウハウを交換できる貴重な機会となり得るが、他方、準備や参加には相当な負担も伴い、形式的に場を設けるだけでは、各裁判官の負担が増し、むしろ有害なものになるおそれもある。今後、この取組を更に進めるに当たっては、取組が各裁判官の審理判断の課題の解決に真に役立つものになっているかを検証し、これをより実践的・効果的なものにしていく必要があると思われる。

このような観点から、庁内や他の地方裁判所との間の意見交換の在り方について協議したところ、庁内で右陪席等が担当事件に関する悩み等について相談や意見交換をする場を設けている府が多く、また、特定の訴訟類型に関する事例検討会や、判決の書き方にに関する意見交換会、模擬争点整理手続等を実施している府もあった。さらに、本府だけでなく支部の裁判官を含めて広く意見交換を行っている府や、近隣府の裁判官同士で意見交換をしている府もあり、テレビ会議の利用等の工夫が紹介された。そして、これらの効果として、①他の裁判官の知識やノウハウを担当事件の審理に役立てることができる、②専門部・集中部での勤務経験のある裁判官から専門訴訟等のノウハウを得ることができる、③担当事件以外の審理で生ずる各種の問題も知ることができるといった意見が出された。もっとも、意見交換の準備の負担が重くなるため開催回数を減らしているとか、負担を軽減するためあえて事前準備を求めないこととしているといった実情も紹介され、さらに、増え過ぎた意見交換の場の整理を検討している府もあった。

いずれにしても、庁内の単独事件に関する意見交換の場を、各裁判官にとって有意義なものとするためには、まず、単独事件を担当する裁判官の実際のニーズを踏まえた内容の

ものにすることが重要であることが確認された。また、意見交換の方法等については、特に若手の裁判官が、正解志向に陥り、他の裁判官（特に部総括等）の指摘を無批判に受け入れるようなことにならないよう、配慮することが必要であることについて、異論はなかった。

(3) 単独事件の審理判断の在り方に関する高等裁判所との意見交換をより実践的・効果的に行うための方策

【資料3・118～122頁参照】

高等裁判所と地方裁判所との間の意見交換については、近年、具体的な事例を用いるなどしてより実践的に行う取組が進められている。このような意見交換は、高等裁判所の問題意識を具体的な事例に即して知ることができる貴重な機会となり得るが、他方、準備や参加には相当な負担も伴うし、事例の選定方法等によっては、当該事件を担当した裁判官の心理的負担にもなり得る。今後、この取組を更に進めるに当たっては、取組が各裁判官の審理判断の課題の解決に真に役立つものになっているかを検証し、これをより実践的・効果的なものにしていく必要があると思われる。

このような観点から、高等裁判所との間の意見交換の在り方について協議したところ、具体的な事例を用いた意見交換については、題材として判決書のみを用いる例と記録を用いる例とが紹介され、前者については準備の負担は比較的軽いものの検討が深まらないことがあるとの意見が出され、他方、後者については証拠の見方や位置付けを含めた様々な角度からの検討をすることができるが準備の負担は重いとの意見が出された。また、意見交換をより効果的なものとするためには事例の選定がポイントであるとの意見が多く、議論すべき問題点にふさわしい事案を選定することが必要であることについて、異論はなかった。さらに、題材となった事案の担当裁判官を匿名にするなどして心理的抵抗感を軽減する工夫や、同一高等裁判所管内で同じ題材を用いることにより、事案を選定する高等裁判所の負担を軽減する工夫も紹介された。また、意見交換の形態については、当該意見交換に適した人数や時間にする必要があり、事前準備の段階で意見交換会の目的や検討事項を明確化して、それに見合った方法をとることが必要であるとの指摘もあった。

いずれにしても、高等裁判所との間の具体的な事例を用いた意見交換等の取組を形式的なものに終わらせず、各裁判官の審理判断の課題の解決に役立つものにしていくためには、参加者のニーズを踏まえ、準備等の負担や担当事件を取り上げられる者の心理的抵抗感にも配慮し、参加者が主体的・積極的に参加することができる工夫をすること等が求められることについて、異論はなかった。

(4) 全庁的なプラクティスに関する弁護士会との意見交換をより実践的・効果的に行うための方策

【資料3・123～129頁参照】

争点中心型の審理を実現する上では、訴訟活動を行う弁護士の理解と協力を得ることが不可欠であるが、これを個々の事件における個別的対応だけで実現することは实际上

困難であり、弁護士会を通じた組織的な対応を積極的に行う必要がある。また、弁護士会との意見交換を通じて、個別の事件では示されにくい弁護士の裁判所に対する見方に触れることができ、各裁判官が審理判断の状況等を客観的に把握することも可能になる。各庁においては、このような意義を踏まえ、弁護士会との意見交換が活発に行われるようになっているが、テーマの選定や準備の負担、意見交換に参加していない弁護士等への対応といった課題もある。

このような観点から、弁護士会との意見交換をより実践的・効果的に行うための方策について協議したところ、多くの府において、争点整理や証拠調べ、和解等の様々なテーマでの意見交換の場を設けていることが紹介され、このような意見交換を通じて裁判所側の審理運営方針や弁護士側の訴訟活動の実情等についての相互理解が深まり、より円滑な訴訟運営につながっているとの意見もあったが、他方で、意見交換が形式化、マンネリ化しやすいとの指摘や、準備の負担が重いとの指摘もあった。この点、意見交換をより効果的・実践的なものとするため、①若手弁護士の興味、関心を踏まえて、証拠説明書の利用の実情や和解勧試のタイミング等について意見交換をした、②できるだけ多くの参加者から率直な意見を述べてもらうため少人数のグループディスカッション形式や若手同士の意見交換の形式にした、③テーマの設定に当たって裁判所・弁護士双方の参加者にアンケートをとり、双方の問題意識や関心事項を踏まえてふさわしいテーマを設定したといった工夫等が紹介された。また、意見交換に参加していない弁護士への周知・還元が課題であるとの意見も多かったところ、この点については、意見交換の概要について弁護士会報等への掲載を依頼するだけでなく、上記のとおり、意見交換自体にできる限り多くの弁護士に参加してもらえるようテーマ設定等を工夫しているとの実情紹介があった。

いずれにしても、意見交換の場の設定に当たっては、自府における単独事件の審理判断の課題を明確にし、これを解決するために弁護士会と何をする必要があるかを具体的に検討する必要があることについて、異論はなかった。

協議事項(3) 改正債権法に対応し、裁判の質を高めるために府として取り組むべき課題

1 改正債権法の施行に向けた取組の実情

〔資料3・130～131頁参照〕

改正債権法に対応して適切な審理判断を行うためには、裁判所としても、その施行に向けて十分な準備をする必要があり、各府において、施行までの期間を有効に使い、計画的に施行準備を進める必要がある。

このような観点から、改正債権法の施行に向けた各府における取組について協議したところ、府の規模を問わず、部内や府内で改正債権法についての勉強会や検討会を実施し、又は実施を予定している府が多く、また、弁護士会主催の立法担当者の講演会に参加する府や、弁護士会や大学と合同で勉強会を実施する府もあった。他方で、特に中小規模府からは、マンパワーが足りないため、具体的な取組を始めておらず、今後、大規模府の検討結果等を見ながら検討する予定であるとの実情紹介もあったが、中小規模府においても、

外部講師や民事部の裁判官が他の職員に対して改正の概要を説明する場を設けること等であれば十分に可能であるとの意見も複数あり、大規模庁の検討を待っているのでは遅きに失するとの指摘もあった。そして、施行までの短期間に準備を行うためには、まず、このような勉強会、説明会等を通じて改正の概要について理解し、幅広く疑問点、検討すべき点等を出し合い、その後、訴訟運営や書記官事務に与える影響等について議論を進めるなど、施行までのスケジュールを意識して段階的・計画的に進めていくことが必要であるとの意見が出され、異論はなかった。

2 取組を進めるに当たって検討すべき課題

〔資料3・132頁参照〕

改正債権法は、裁判官の審理判断のみならず、書記官事務や弁護士の訴訟活動等にも大きく影響するものであると考えられるから、取組を進めるに当たっては、これらの点にも配慮した、幅広い検討が求められることについて異論はなかった。その上で、今後の取組における課題として、改正債権法が実体・手続両面で審理判断に与える影響を十分に検討し、これらの影響について裁判官と書記官のみならず、弁護士会を含む関係者との間で認識の共有を図る必要があるとの指摘があった。また、今後、何を検討する必要があるかについては、各庁が知恵を出し合い、これを全国的に共有していく必要もあるとの意見も出され、異論はなかった。

民事局からの情報提供

1 民事実体法の改正について

(1) 民法（相続関係）等の改正

民法（相続関係）等の改正については、平成27年から法制審民法（相続関係）部会において検討が行われ、その間、2度にわたってパブリック・コメント手続が行われるなどしていたが、平成30年1月に要綱案が取りまとめられた。その後、2月の法制審総会で要綱が取りまとめられて答申がされ、今通常国会に法案が提出された。以下、法案中の民事訴訟にも影響がある部分を中心にごく簡単に御説明する。

ア 仮払い制度等

共同相続された普通預金債権等は遺産分割の対象となるとする平成28年の大法廷決定の下、遺産分割前には共同相続人の一部による普通預金債権等の払戻請求ができないことを前提に、相続された預貯金債権につき、被相続人死亡後の生活費、葬儀費用等の資金需要に対応できるよう、家庭裁判所の保全処分の要件を緩和するとともに、家庭裁判所の判断を経ないで一定限度の預金について払戻しを認める方策を新たに設けるものとされた。

イ 遺産分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

相続開始後遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合には、当該財産は遺産から外れることになるが、これでは、特別受益のある相続人が遺産に属する財産を処分した場合、結果的に当該相続人が多くの財産を取得できるという計算上の不公

平が生じ得る。これを是正するため、共同相続人の全員の同意により、処分された財産が遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことができるものとした上で、財産を処分した共同相続人についてはその同意を得ることを要しないものとされた。これによると、共同相続人全員の同意がない場合、同意しない者が財産を処分したとして、当該財産が遺産とみなされるべきと主張する者は、地方裁判所に遺産確認訴訟を提起して、同意しない者による財産処分の事実を主張立証することになる。

ウ 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求については、現行法上、遺留分権利者の権利行使によって、遺贈又は贈与の目的物について物権的効果が生じるが、この規律を見直し、遺留分権利者の権利行使によって、遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が相当の期限の許与をすることができるものとされた。

法案には、他にも、配偶者短期居住権及び配偶者居住権の新設や、これまで対抗要件なくして第三者に対抗することができるとされていた相続させる旨の遺言等により承継されていた財産についての対抗要件主義の採用など、民事訴訟に影響の大きい事項が含まれているので、是非、御確認いただきたい。

(2) 消費者契約法の改正

消費者契約法改正法案が、平成30年の通常国会に提出された。同法案には、同じく通常国会に提出予定の成年年齢引下げに関連して、若年成人のデート商法等の被害に対応した困惑取消規定などの規定が盛り込まれている。

2 テレビ会議システムの整備について

テレビ会議システムは、これまで全国の地方裁判所本庁及び一部の支部において利用が可能であったが、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律において刑事訴訟手続における構外ビデオリンクによる尋問が定められたことを受けて、これまでテレビ会議システムが利用できなかった地方裁判所の全支部及び一部の独立簡裁にも、新たにテレビ会議システムの回線網を整備し、併せて、支部には新たに構外ビデオリンク用機器（テレビ会議システムの機能を併せ持つもの。）を導入することとなった。具体的には、平成30年3月末までに、地方裁判所の支部にビデオリンク用機器を整備し、同年4月に、新たなネットワーク回線網の運用を開始することを予定している。また、新たに回線網が整備される独立簡裁には、ビデオリンク用機器は整備されないが、近隣の支部から機器を借り受けることによりテレビ会議システムを利用することが可能となる。

これらの整備により、民事訴訟手続においても、全ての支部においてテレビ会議の方法による弁論準備手続や証人尋問を実施することが可能となる。また、裁判手続以外でもテレビ会議システムの利用の幅が広がり、例えば、これまで本庁のみで実施されていた各種意見交換を、テレビ会議システムを利用して支部の裁判官等を含めて実施することなど

が考えられる。今後、支部の裁判官等を含めた意見交換を行う際には、新たに整備されるテレビ会議システムを積極的に活用していただきたい。

3 民事調停委員の再任等の在り方について

近年、民事調停事件の新受件数の減少が続き、稼働実績の乏しい民事調停委員が増加している状況の下、民事調停手続の運営を担う資質及び能力の高い民事調停委員を安定的に確保していくためには、民事調停委員の員数を事件数に応じた適正なものとし、適切な人材が十分な事件処理の経験を積むことができるようとする必要がある。

このような観点からは、民事調停委員の再任に当たって、その任期が2年とされている趣旨を踏まえ、任期中の実績を十分に勘案し、これまで以上に再任の必要性を厳密に検討することが求められるというべきであるが、再任手続の現状を見ると、稼働実績がほとんどないにもかかわらず、専門家であるとか事件数自体が少ないといった理由だけで再任上申がされるなど、再任の要否が実質的に検討されているのか疑わしい事例も少なくない。

そこで、民事調停委員の再任等の在り方について見直しを行い、平成30年1月24日、事務連絡を発出した。具体的には、平成30年10月期の任命から、事件数の減少により満たせない者が非常に多くなった「直近3年10件」基準を廃止した上、直近1年間の指定事件数が0又は1件の者の再任を原則として認めないこととし、各庁において特に再任を必要とする場合には、高等裁判所を通じて当局と事前協議を行うものとした。各庁におかれても、この趣旨を踏まえ、裁判部と事務局とで連携しつつ、特に稼働実績の乏しい者については再任の必要性を実質的に検討して真に必要な者についてのみ再任上申をするようにし、他方、再任されるべき者については、計画的かつ積極的に事件指定を行うようにしていただきたい。併せて、管内の簡易裁判所に対する目配りもお願いしたい。

4 民事裁判のIT化について

情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展により、国民の生活に関わる様々な分野のIT化が浸透し、それが広く受け入れられている状況にある。また、諸外国においては、欧米諸国だけでなく、アジア諸国でも裁判手続のIT化が進展している。このような状況等に照らすと、民事裁判手続のIT化は、外部からの指摘を待つまでもなく、必然的に検討を迫られる事項であり、現状の紙を中心とした実務を今後も長期的に続けていくことが困難であることは明らかであるように思われる。

そして、IT化に当たっては、単に現行の裁判手続でIT技術を活用するということにとどまらず、IT化に即して民事裁判手続をより活性化させる新たな審理方法を構築することが必要であり、そうでなくては、IT化による所期の効果は得られないと思われる。このような新たな審理方法は、必然的に裁判官を含む裁判所職員の職務の在り方にも影響を与えるものであり、従来の民事裁判の在り方に大きな変革を迫るものであると考えている。

事務総局においては、まず、平成30年度に、訴状の提出から判決の言渡しに至る民事

裁判手続の全過程を対象とし、これらの電子化システム構築に要する費用感などを把握するため、IT化に向けたコンサルティングを実施する準備を進めている。また、現在、外部の弁護士を交えた模擬裁判を実施しており、ウェブ会議等を使って争点整理を行うなど、IT化された民事裁判の在り方を探る取組を始めたところである。他方、政府においては、平成29年10月30日から、裁判手続等のIT化を推進する方策を検討するために、内閣官房で「裁判手続等のIT化検討会」が開催されており、平成29年度中に裁判手続のIT化について一定の方針が示され、平成30年度以降、法改正等に向けた検討が速やかに進められていくものと考えられる。裁判所においても、これに対応しつつ、真に望ましい民事裁判のIT化の実現を目指す検討を進める必要があり、検討を進めるに当たっては、裁判官や書記官からIT化による審理方式について様々な意見を聴いて議論を進めていくことが必須であると考えている。また、法改正までには一定の年数を要すると見込まれるが、IT化された手続の段階的導入や実地の試行等も見据え、現行法下で可能なIT化については、法改正を待たずに実施するようなことも考えなければならぬと思っている。

今後とも、IT化の検討状況については、様々な手段を通じて、隨時お知らせしていく予定があるので、是非、関心を持っていただきたい。

以上